

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

○議長 小田 武人君

9 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

9 番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

まず第 1 点目、健康保険法 44 条と無料低額診療事業について伺います。

その 1、芦屋町では国保法 44 条に基づく一部負担金減免制度を平成 27 年に制定していますが、運用状況はどのようになっているのかをまず伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

この減免制度は、一時的かつ特別な事情、災害などにより、生活が著しく困難となった場合に、一定の条件を満たせば医療費の自己負担額の減免などが受けられる制度です。芦屋町では、平成 27 年 4 月に施行しましたが、これまでの活用件数はゼロ件となっています。

また、郡内の他の 3 町においてもゼロ件という状況でした。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

平成 27 年 3 月 11 日に公示された芦屋町国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱というのがありますけど、これは先ほども言われていましたように、国民健康保険法第 44 条の規定による一部負担金、自己負担限度額の減額免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとするということで、窓口本人負担、そういったものをですね、減免するという要綱です。この条項に当てはまるのが災害とか特別な事情で収入が減った方、そういった方が対象となるわけなんですけど、これがゼロということですね、対象者がまだ生まれてないという状況です。そういった状況になりますと、その中で、国民健康保険を滞納されている方も芦屋町にはいると思いますが、私が調べたところによりますと、芦屋町ですら、国民健康保険世帯が 2,195 世帯あって、そのうち滞納世帯数は 280 となっています。これによって短期被保険者証、3 カ月間の被保険者証を渡されている方が 171 人という状況です。これは平成 28 年の 6 月 1 日現在ですが、これについては間違いはないでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

今、議員がおっしゃいました数についてはですね、その通りでございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それでは、この 280 人滞納がおりましてですね、171 人の方が短期保険証をもらっているということですが、残りのですね、109 世帯は保険証はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

ほとんどの方がですね、無保険の世帯ということになっておりますが、一部の方が、1 年証を持った世帯があるということでございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

芦屋町ではですね、資格証明書の発行はゼロということで、これは県内の中でもですね、有数の自治体しかしていないということなので、そういった点ではですね、評価できるんですが。それでもやはり、とめ置きの方が 109 世帯近くあるということで、そういった方が無保険者になっているという状況です。無保険者になるということは、例えば資格証明書というのをもらえば、基本的には医療にかかれば 10 割を負担しなければいけないということですけど、こういった方々は全国の保険医団体連合会の調査では、資格証明書発行された方は、世帯のですね、受診率は 5 3 分の 1 ということで、極めて低く、医療にかかれないという状況になっています。こういったことと同じようにですね、無保険者の方々もこういった状況になっていることが考えられます。こういった方々に対してですね、やっぱり世帯主及び世帯の被災や失業など特別な理由があるときにですね、医療費の一部負担金を減免、免除できる、そういったことをするために国保法 44 条があるんですけど。これが先ほどの答弁では、芦屋町では、ゼロということになっております。

福岡県内をですね、調べてみますと、やっぱりこの要綱を制定していない自治体もあるんですけど、大体の自治体がしています。その中でもですね、この 5 年間を見ましても 127 世帯、179 世帯、82 世帯、70 世帯、195 世帯とですね、ほとんどですね、県内でも活用できていないという状況になっています。これがですね、やはりなぜできないかという、やはりこれは、国と同様のですね、減免要綱をつくっているためですね、減免の要件として「収入が著しく

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

低下したとき」という規定があるわけです。そのためにですね、低収入世帯でずっと低い水準で頑張って生活されている方はですね、適用されないという、そういった問題があります。やはり全ての人にですね、この医療を提供するという趣旨でつくられた制度ですから、こうした方が対象になるようにですね、やはり中ですね、要綱自体でもですね、改善すべきだというふうに思います。そういった点ではですね、改善をして、例えば、首長、町長そういった方が認めればですね、これは運用できるという、そういったことをやっている自治体もありますが、芦屋町でもですね、そういったふうなことをですね、考えてみるべきではないでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

この制度は、法の趣旨から一時的かつ特別な事情に基づく場合のみに行われるべきもので、恒常的に所得の低い人については、生活保護などの福祉施策につなぐことが大事だと考えており、対象の拡大は考えておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

当然ですね、そういった方々がいれば生活保護へつなぐということも一つの考え方ですが、ただやっぱり、住民の方の中には生活保護を受けたくないという、そういった考えを持っている方もいます。そういった方がですね、医療にかからず、病気が重度化して亡くなってしまいうという、そういった事例もですね、県内でも起こっております。そういったことがあります、とにかく、こういった制度が芦屋町にあるという点で、それではこの制度をですね、どのように芦屋町は住民の方に周知しているのか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

これまでですね、年に 1 回程度、広報に掲載して周知を図っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

例えば窓口にですね、来られた方で、そういった方が対象であるということがわかった時に、こういった制度がありますという、そういったところは周知しているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

先ほども申しました、広報のみで対応しているというのが現状でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

例えば、よその町を見ますとですね、ホームページでの掲載、そういったことをやっている自治体もありますが、そういった点ではですね、広報のみだけではなく常時ですね、わかるようにホームページでこの内容を掲載して、そういった対象者がいれば、こういった制度がありますので受けられますという、そういったことを行うという点では、いかがお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 岡本 正美君

周知に関しては、今、議員御指摘のですね、ホームページ等に掲載するという事も図っていきたいというふうに思っております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

これ自体がですね、やっぱり収入が著しく低下したという規定がありますのでですね、これでハードルになっているという点があります。ただ私のところにもですね、いろいろな方から例えば、生活保護だけは受けたくないが、医療だけはどうかにならないのか。昔は医療保護というのがあったんですね、医療保護を受けたいとか、そういった相談に来る方がおられます。ただ、現在は基本的には生活保護が基本になっているということですのでね、生活保護を受けないとそういったことはできませんよということを言っているんですけど。そういった方々が受けられるようにですね、やはり、ぜひ考えていただきたいと思います。

生活保護基準の相当の世帯が医療が提供されるわけですけど、基本的には高齢者夫婦で大体生活保護でですね、月 12 万 8,000 円程度になるというふうに思います。この金額はやっぱり国民年金の夫婦ではですね、これに該当するそれに近い状況ですので、そういった点ではですね、周知されていけばですね、こういったことについてもですね、適応できるのではないかなと

いうふうに考えます。

まず、国保の第 1 条についてはその目的として、社会保障及び国民保健の向上に寄与するというふうになっております。その法の趣旨に基づきですね、国保法 4 4 条のですね、一部負担軽減の適切な運用を求めますが、その点についてですね、いかがお考えなのか。責任のある立場の方の答弁をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何と御答弁申し上げていいか迷っておるんですが。川上議員の質問は結局、国保法第 4 4 条に基づく減免という通告が来ているわけですよ。通告書によりますと、この答弁というのは先ほど来より課長がるる、していますように、一時的かつ特別な事情により生活が著しく困難である。一時的かつ特別な事情、災害など、災害だけではないと思いますが。

例えば、個人商店が倒産危機にあったとか。どこか企業のサラリーマンでおられた方が倒産、収入がなくなったとかですね、そういうのが一時的だと私は感じておるわけですが。今いみじくも議員がいろいろ言われましたけれども、生活保護の方、身体の方いろいろあるわけですが、これは。その後の質問にも出て社会福祉法の問題でもあるわけですが。とにかく私は、これ、川上議員のこの 1 番の 1 から 5 までずっと聞いておったんですが、やはりですね、そのときにならないと、通常の恒常的なそのことではないわけですよ。これはですね、まず、やはり役場の窓口に来ていただいて、まず相談をしていただく。必ずそこは、道しるべというか、こういうふうにしましょう、こういう措置があります、必ず県に問い合わせる。それから福祉事務所、いろいろありますのでですね、私は一つ一つがどうだ、こうだというより、まずは役場に来ていただいて、御相談をしていただくと。行政が決して冷たいものではありませんのですね。中にはとんでもないことを言うてくる人がいらっしゃいますけど、そこは交通整理をしてですね、きっちりやりますので、その辺御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

今のこの要綱の水準でいけばですね、やっぱり該当者がゼロになっているとか、県内でも 100 人程度という状況です。先ほども言いましたように、例えば広島市ではですね、その一番ネックになっている収入が著しく減少したときというのを省いています。これによって低所得者の方がずっと、ずっと低所得者で、それによって医療にかかれない方は、この国保法 4 4 条で医

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

療にかかれるという、そういったことができるということになっておりますので、これは自治体の裁量でですね、そこら近所を変えることはできるのでですね、そういった点を考えていただけたらというふうに思っております。

それでは現実的に、それではですね、そういった方々が多い中で、そういった方をどう救うのかという点について伺います。

第 3 点目にですね、社会福祉法第 2 条 3 項 9 項に基づき、医療費の支払いが困難な人に、医療費の減免を行う無料低額診療事業がありますが、町ではどのように位置づけているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

社会福祉法に規定されています無料低額診療事業は、生活困窮者やDV被害者などが経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることのないように、福岡県などから許可を得た診療施設が、無料または低額な料金で診療を行うもので、診療施設が主体となって行う事業でございます。

診療費用は、診療施設が全額負担することになりますが、診療施設側のメリットとしては、固定資産税や不動産取得税が非課税となる税制上の優遇措置が講じられております。

事業の位置づけでございますが、社会福祉法に基づく第 2 種社会福祉事業でございますので、県や政令市、中核市の自治事務となっております。また、国が示す無料低額診療事業の受診手続フロー図においても、無料低額診療事業を実施している診療所が、社会福祉協議会や福祉事務所等の関係機関との調整、本人からの相談に応じるようになっており、町の位置づけというものは特段示されておられません。したがって、町は福岡県の要請等により対応することが基本となるものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

この無料低額診療事業について行っている施設は、26 施設で年間延べ 43 万 6,000 人、この施設で受診しております。この医療機関が負担している医療費が 1 億 2,000 万ということになっています。全国的に見れば、全国に 588 施設あって、700 万人がこの施設を受診しているという、そういった状況です。私が調べたところでは、福岡県内では 39 施設、これは小さい町の診療所とか歯科医とか、そういったものを含めれば 39 施設あるということです。北九

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

州市で言えばですね、大手町病院とかですね、健和会の病院がやっていますし、それから済生会病院、それから美萩野病院、新栄病院とか、こういったところがですね、この無料低額診療事業に手を挙げてやっているという状況です。

水巻町にもですね、歯科医がこの事業に参加しているという状況で、大きい大都市圏とか、小さい町にもかかわらず、その病院がその事業をやるというふうに手を挙げればですね、その対象機関になるという状況です。

国はですね、この事業に対してですね、低所得者に対する必要な医療を確保する上で、一定の役割を果たしているという、そういった評価をしています。特にですね、ホームレスが社会問題になったときにですね、こういったホームレスを病院に受診させるということで、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づく基本方針で、ホームレスの医療確保を図るため、無料低額診療の積極的活用をうたっています。現在、不況の長期化、格差拡大によって、生活困窮者は増加しているという状況の中で、この制度の医療はですね、本当に大きくなっているんじゃないかなというふうに思います。

それでは、芦屋町ではですね、こういったふうな事業がありますということを住民に対してやっているのでしょうか。先ほどの課長の答弁ではですね、町がする義務ではないんじゃないかというような内容でしたが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県の事務でございますので、福岡県にまず確認しております。

福岡県では、ホームページ等による周知は行っておりませんが、本年 3 月の福岡県議会予算特別委員会において、執行部は必要な方には無料低額診療事業の利用を促していると答弁されております。このことについて、福岡県へ確認したところ 27 年 4 月 1 日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき実施している福岡県自立相談支援事業、いわゆる生活困窮者の自立支援策の一つでございます「困りごと相談室」等において、芦屋町の方を含め、必要な方に必要な情報提供や支援を行っているとのことでした。

芦屋町においては、福祉事務所が設置されていない自治体でございますので、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業は福岡県が担うこととなります。したがって、町民に対しては、「困りごと相談室」等で本事業を含めて必要な情報提供が図られているものと考えております。なお、芦屋町としましては、生活困窮者には、医療だけでなく、さまざまな問題等ふくそうしていることが多いことから、福岡県と連携しながら今後とも「困りごと相談室」の利用等を促進してまいるとともに、医療の問題と判断される場合には、対象施設の紹介等を行ってまいり

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

たいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

医療ですから、例えばその 75 歳以上の方々、高齢者にもやっぱり医療がありますので、75 歳の方々にもこの制度が当てはまるわけなんですけど。75 歳以上になりますと、後期高齢者医療制度になります。後期高齢者医療制度は広域連合の中でもですね、こういった制度を周知すべきではないかという論議がありました。そのときにですね、後期高齢者の答弁としては、広域連合は事業の実施主体ではなく、制度の周知につきましては、基本的には住民に身近な窓口である市町村などにおいて、取り組みを行っていくべきであると考えていますということで、これは市町村がやるべきだというような考え方をしています。ただ、それを市町村だけに任せていいのかというところを追求しますと、最終的には無料低額診療事業につきましては、現在でも県内の市町村などで事業の内容や利用方法などについてホームページで広報するなど、取り組みが実施されるところがあると認識しております。本広域連合としましては、無料低額診療事業の周知は基本的には市町村などにおいて取り組むべきであると考えますが、所得者等に対する各種制度をお知らせすることにより、被保険者の支援を図るという観点から、本広域連合に設置しておりますコールセンターでの関係機関の紹介やホームページ上の広報などについて、今後検討してまいりますというふうに、やっぱり責任を転嫁するのではなくて、やっぱりそれよりも自治体がこういった制度がありますよということで、ホームページや広報や窓口でですね、十分周知するということが必要だと思います。これは町がお金を出すわけではありませんから、芦屋町の方でも北九州にある、先ほど言われた 29 の施設においてですね、無料で診療が受けられるという、そういったことになっています。

私はこの病院の事務長とお話をしたところ、そういったふうに医療難民の方については、住まいを問わず、ぜひうちのほうに来るように言ってくださいと。うちのほうで医療は引き受けますという、そういった答弁をされています。ただこれは恒常的ではなくて、一時的なものになりますけど。そういった点では、町でもですね、こういったことを周知して、そしてやっぱり医療難民の方に対してですね、医療が受けられないということがないようにするべきだと思いますが、その点でですね、周知を町でも十分すべきというお考えを再度伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

先ほど申しましたとおり、窓口等に、うちの窓口、それから生活の「困りごと相談室」、そこら辺につきましましては、十分周知、情報提供がなされているものと思っております。ただ、先ほど広域連合とおっしゃいましたけども、基本的には福岡県の事務でございますので、福岡県の考え方を伺った上で対処していこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それではですね、芦屋町にもですね、芦屋中央病院がありますが、ここでもですね、やはりそういう医療が受けられない方をですね、この医療低額診療事業で救うべきじゃないかと思いますが、芦屋中央病院において、こういった事業をやるお考えがないのかを伺います。

議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本事業に関する考え方を芦屋中央病院に確認しておりますので、御説明申し上げます。

無料低額診療事業所となるためには、生活保護、無料または 10%以上の減免を受けた者の延べ数が取り扱い患者の総延べ数の 10%以上必要ですが、芦屋中央病院は 4%でございまして、事業所としての要件を満たしていません。また、無料低額診療事業は低所得者など、経済的理由によって適切な医療を受けることができない方々に対し、患者さんが負担すべき金額を無料または低額で診療を行う事業であり、これにかかわる診療費については国・県等々からの助成もなく、病院側の持ち出しとなり、収益面で厳しい経営を迫られることとなります。また、固定資産税や不動産取得税が非課税になるなどの税制上の優遇措置を受けることができますが、公的病院では非課税のため当該優遇措置はございません。

したがいまして、現段階では、芦屋中央病院としては、無料低額診療事業を行う予定はございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

中央病院もですね、新たな移転の問題とか、そういったところで大変でしょうが、とにかくですね、こういった貧困のためにですね、こういった必要な医療が受けられない、手遅れになるという、そういったことがですね、あってはならないということで、こういった制度を活用しながら

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

らですね、医療難民に対するですね、支援を十分尽くしていただきたいと思います。

次にですね、町内の交通問題について伺います。

北九州市との連携中枢都市圏構想を推進するために、公共交通について北九州市との連携協約が締結され 1 年が経過しましたが、進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

北九州市との連携中枢都市圏構想の地域公共交通については、公共交通ネットワークの確保及び維持のための検討を行うために、芦屋町が取り組みを主体的に推進することに対して、北九州市は芦屋町の取り組みに協力するという内容になっています。そのため、今年度策定する芦屋町地域公共交通網形成計画にある事業内容を進める上で、北九州市に協力依頼できる内容について、協議を行っていく予定となっています。

なお、黒崎芦屋間急行バス運行終了決定時には、この連携協約締結によって、折尾駅までの速達性及び利便性を図るため、平日朝の通勤時間帯に 3 便の増便と 2 便の快速便化の既存バス路線の充実がなされております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

今後ですね、北九州との話し合いがされるということですが、ぜひですね、公共交通の利便性の確保のためにですね、努力をしていただきたいと思います。

それと、次に 2 点目のですね、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に対するパブリックコメントを見るとですね、交通の分野ではタウンバスの拡充を求める声が高まっています。町はどう改善しているのか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今年度策定する芦屋町地域公共交通網形成計画における芦屋タウンバスの運行については、病院移転開院予定の平成 30 年 3 月に向け、路線の一部変更を予定しています。現便数、平日 6 7 便、土日祝 4 1 便を少なくとも維持確保するため、今年度新たに車両を 1 台保持し、4 台体制での運行を進める計画です。

なお、パブリックコメントにもある鶴松団地経由の便数をふやすという御意見も多々あります

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ので、今後、地域住民と調整を図りながら、一部路線を見直すことを検討してまいります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それではですね、3 点目の総合戦略、マスタープランの中でも公共交通ネットワークの推進が戦略の一つに挙げられていますし、第 5 次総合振興計画・後期基本計画の中でも公共交通の充実がうたってあります。6 つの重点項目が挙げられています。町は具体的にこれをどう進めるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

総合戦略の公共交通ネットワークの推進では、北九州市営バスの維持、確保を図ることを目標に掲げていますが、そのためには、芦屋タウンバスや無料で町内を走っている町内巡回バスが北九州市営バスの経営に悪影響を与えないことが重要になってまいります。それぞれのバス運行も芦屋町にとっては、なくてはならないものだと考えております。

そのため、病院移転開院後の交通再編については、今まで以上に協議の場をふやし、お互いにウイン・ウインの関係で事業ができるよう協議を進めていきます。

また、遠賀郡各町との連携については、平成 33 年度まで各町の交通担当者と協議を進め、検討していく計画です。また、後期基本計画の中にあるバス停整備についてですが、昨年度バス停上屋を 2 カ所、ベンチを 2 カ所設置いたしました。今年度もバス停上屋 2 カ所の設置を計画しております。今後もバス停上屋の設置を検討しておりますが、芦屋町の歩道は幅員が狭く、さらに、自転車通行可能な歩道が多くある現状にあり、上屋やベンチの設置許可が難しい状況にあります。警察署や道路管理者と調整をしながら設置に向けて協議を進めていきます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

今、1 点、2 点、3 点をですね、問うたわけなんですけど。これにつきましては、3 月ですね、全員協議会の中で芦屋町地域公共交通網形成計画というものが出され、今度の議会の町長ですね、行政報告の中でもありましたけど、これを作成しているということなんで、この 3 点自体がこの中にですね、全て網羅されているというのが現状だと思いますので、この計画自体をです

ね、いかに充実させ、そして実現させていくかというのが、芦屋町にとって不可欠な点だというふうに思います。そういった点です、いろいろな課題も多いと思いますが、そういった点をですね、踏まえた中で、この交通網形成計画をですね、充実させ、実現させていくことが急務だというふうに思います。

私は、平成 28 年の第 2 回定例会です、高齢者の運転免許の自主返納事業について町の考えを伺いました。そのとき、課長の答弁としては、町としては、地方公共交通網の確立を最優先するという、そういった答弁だったと思いますが、全国でもですね、この免許証の自主返納事業はいろいろ取り組まれています、確かに一定の成果は上がっていますが、自主返納した高齢者からは生活の足の確保が困難になったという声も寄せられているということで、そういった点ではですね、交通網の確立は強く求められているし、こういったことがない限りには、高齢者の自主返納事業も十分進まないというふうに思います。

2017 年にですね、改正道路交通法が施行されました。後でも認知症の問題に触れますけど、施行前でもですね、認知症であると判明したときには、運転免許証の停止や、効力を停止することができ、免許更新の際には認知症機能検査を義務付けていましたが、今度の改正によってですね、75 歳以上の高齢者に対して、認知機能が低下した違反行為、信号無視などを起こしたときにも臨時認知症検査を受けなくてはいけなくなり、問題があれば、臨時高齢者講習を受けなくてはならないと。これで問題があった場合は、返納につながるということが強くなっています。

2017 年の法案の審議の中で、運転免許証の自主返納等の理由で自動車等を運転できない高齢者の移動手段の確保については、地方自治体とも連携しながら、中長期的な視点も含め、適切な対策を講じることというですね、国会では附帯決議が可決されています。これを受けて、警察庁は各警察本部長に運転免許の自主返納などにより、運転することができない高齢者が予測され、その移動手段を確保することの重要性が今後ますます高まると述べ、持続可能な地域交通網の形成に向けた取り組みにおいても、さらなる促進が求められているとしており、地方公共団体の関係部局と緊密に連携を図り、高齢者の移動手段の確保に向けた取り組みを推進することを求めています。

一方、これを受けて、国土交通省も地方運輸局に対して、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備にかかわる取り組みについてと通達を出し、地方公共交通網の形成の促進を求めていますということで、国はお金は余り出さんけど、交通網の整理はしなさいという、ちょっと勝手なところもありますけど。とにかく国としても、そういった対策をとるためには、やっぱり地方の交通体系を充実させることが必要だということを言っています。

この芦屋町においてもですね、西鉄バスの廃止や北九州市営バスのはまゆう路線の廃止、運転

本数の激減などが進んで、住民の生活の足の確保が大きな問題となっています。高齢者にとって自動車は買い物や通院、通所などにとって欠くことのできない手段であり、免許証返納は生活に大きな変化をもたらしていきます。

遠賀郡 4 町でもやっぱり、こういった問題を抱えているわけですが、ただ芦屋町と違う点は、ほかの 3 町はですね、北九州都市圏や福岡都市圏への移動手段については、JR が通っているということで、そんなに不満がないわけです。町内の循環が問題があるということで、今、施策をとっているわけです。そういった点でですね、最後に町長に伺いますけど、芦屋町ではですね、この間、タウンバスや巡回バスなど町独自の対策をとっていますし、特にタウンバスは県内でも最も多くの便数を確保している公共交通網であり、評価しています。また、学生への通学費の補助もですね、県内に先駆けた取り組みということです。それでもですね、やっぱり芦屋町の将来人口をですね、1 万人にするというのが人口ビジョンの考え方です。福岡県自体はですね、将来的には 1 万 1, 000 人ということを芦屋町に掲げていますけど、そういった点をですね、実現させていくということになればですね、やはりさらなる地域公共交通網を整備する取り組みが最も重要であるというふうに考えております。そのためにもですね、先ほど伺った北九州との連携、地方総合戦略、マスタープランにおける公共交通に関する施策の取り組みの実現が本当に鋭く問われている問題だと思いますが、最後にこの問題について、町長のお考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

る、御質問いただいたわけですが、まさに川上議員の言われていたとおりでございます。たくさん課題がございます。まず、いつも言われておりますように、芦屋町は交通問題が一番ネックになっておるということで。いつも、私、もう 3 回ぐらい答弁したんです。本当に芦屋町、交通の便が悪いんですかと。大体、交通の便が悪い、悪いと言われているのは、バスに乗ったことがない人。いつも車に乗られている方がですね、JR がない、JR がない。ただ、JR がないということだけで、交通の便が悪い。果たしてそうでしょうか。

私もこのこともよく言うんですけど、タウンバス、芦屋から遠賀川駅まで 15 分で行く。出張帰りに折尾駅から芦屋行き、よく便がありますので、乗って大体 25 分、30 分ぐらい。遠賀、岡垣が果たしていいかという、遠賀の人とか、岡垣の人と話をするんですが、岡垣は土地が広がりますので、岡垣、吉木だとか、波津だとか、ああいうところは巡回バスも広いから、巡回バスがぐるぐる、ぐるぐる回って、なかなか岡垣の海老津の駅まで届かんとかですね。ただ、恩恵をこうむっておるのは、水巻、遠賀、岡垣、確かに JR の駅ございますが、JR の駅の恩恵をこうむっておるのは、JR の駅、コンパスでしてある、500 メートル圏内の住民の方が恩恵

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

をこうむっているだけで、遠賀町にいたしましても、いわゆるチサンのゴルフ場の向こう側のあそこ、虫生津と言うんですかね、あの地域も非常に交通の便が悪いと。水巻はそんなにないのですが。遠賀、岡垣、非常に土地の広いところは、それなりの悩みがあるわけですが。芦屋町はいいか悪いか、芦屋の行政面積県内で下から 2 番目と。本当にこう短い、小さな町。そして、これだけの交通体系を巡回バスもたくさん回している。タウンバスももう 1 台病院側の関係で、タウンバスをもう 1 台ふやそうということですね、北九州市さんも非常に芦屋町大事にしてくださいまして、本当は赤字なんですけど。北九州市さんは、本当はもうあそこで、花野路で切りたいんですけど、やはりそういうことはいかないということで、粟屋、浜口まで延長させていただいておるということですね。

ということですね、もう少し、私は視点を住民の方に視点を定める運動をですね、1 日、役場の職員も交通機関に乗って来なさいと。マイカーではなく。そういう日をですね、年間何回かつくれば、本当に乗ったことない人がよくそういうことを言われる。そのことに非常にここ 1 年で気がついたわけですが、ぜひ、まず皆さん方、北九州市営とか、タウンバスで遠賀川駅までとか、そういう経験をですね、まずいろいろしていただきたいなと思っております。いづれにいたしましても、高齢化社会になりますので、高齢者の方のための交通の便というのは、違う視点の中で、福祉行政という形の中で考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

ぜひですね、今度できる計画を充実させ、実現させていくべきだというふうに思います。

それでは、次にですね、認知症対策について伺います。

まず 1 点目、神奈川県では、認知症の早期発見・早期診療の推進及び適切な医療・ケアの提供を目的として、かかりつけ医や専門医療機関、介護サービス事業者が地域で連携して情報を提供するための「よりそいノート」を作成して運用しています。芦屋町での取り組みについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本事業の目的として、1 つは認知症の早期発見や早期診断、2 つ目として、かかりつけ医や専門医療機関、介護サービス事業者が対象者の情報を共有して適切な医療や介護サービスに結びつけることが特徴であろうと思います。本町の認知症施策のうち、予防や啓発を除いた早期の対応

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

や情報共有等の現状等について御説明申し上げます。

まず、認知症の早期発見や早期診断につきましては、広域連合が実施しました高齢者生活アンケートの実施結果に基づいた戸別訪問を 27 年度から実施していることが、本町の大きな特徴でございます。また、昨年度から 2 名の認知症地域支援推進員が認知症に関する専門的な相談や対応に応じる体制を整備するとともに、6 月 1 日からは医師や作業療法士などの専門職で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期対応に当たる体制を整えております。

次に、在宅生活を支援するために在宅医療と介護従事者の情報共有シートを作成し、29 年度から遠賀中間地域で運用を開始しましたが、神奈川県「よりそいノート」のように、認知症に特化し、広域的に当事者を含め医療や介護職員までの情報共有を行うシステムは、芦屋町を含めて近郊ではございません。

神奈川県「よりそいノート」につきましては、認知症の方または認知症が疑われる方の行動範囲や生活範囲を考慮し、県を単位とした医師会や薬剤師会などの職能団体が広域的に連携したことにより、効果が発揮できているものと推測されます。

本町の現状では、鑑別診断を行う専門の医療機関がないこと、町外にかかりつけ医をもつ町民も多くおられることなどから、本町単独でノートを作成することよりも、神奈川県のように広域的な取り組みを進めていくことが有効であろうと考えます。

このため、適切な医療やケアに結びつくための当事者などの情報の共有については、郡内での会議等を踏まえ、在宅医療と介護の連携を広域的に進めるために設置しております遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会等で提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

この「よりそいノート」というのは、神奈川県がですね、提案しまして、当初はそれぞれ県内の自治体もですね、あまり活用していなかったんですけど、効果があるということで、今、神奈川県の中では、一定の広がりが出てきていることで。それで、神奈川県ではなく、そういった内容を把握した自治体がですね、自分のところでも取り入れてみようかという取り組みが始まっています。

言われるようにですね、基本的にはやっぱり福岡県とか、県単位で取り組んでいくというのが一番効果があるという点です。ただ、こういったことをですね、それぞれの自治体がやっぱり利点といいますか、そういったものをちゃんと把握してですね、広めていくことによって、例えば、ここだったら広域連合の中での運動や、それが県全体に広がっていくとか、そういったことを誘

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

導するのではないかなというように思います。とにかく、これは医療機関、薬局、介護機関、相談機関、そして本人、家族、そういったところがですね、情報を共有するというので、今後新しい取り組みになっていくと思いますので、ぜひ、こういった取り組みをですね、注視していつてですね、福岡県内でも「よりそいノート」が普及するように条件を整えていけばいいなというふうに思っております。

続いて、2点目のですね、認知症と診断された高齢者が精神障害者保健福祉手帳を取得することができるのかという点を伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症の方が精神障害者保健福祉手帳を取得することができるのかという御質問でございますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、認知症は器質性精神障害の一つとされておりますので、日常生活や社会生活に制限を受けたりする相当の理由があると福岡県が判断する場合、取得することができるとなっております。取得手続は、申請書に医師の診断書を添付していただき、町を経由して福岡県へ提出して審査を受けることとなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

前回の議会の時から、町長のほうから、芦屋町でも高齢化率が 30%に達したということが報告されていましたが、そういった点では、芦屋町も超高齢化社会になっています。現在 85 歳以上の方の 4 人に 1 人がですね、認知症というふうに言われていまして、行方不明者が年間 1 万人に及んでいるということです。そういった点でですね、認知症を抱える家族の方というのは、本当に大変な状況で、精神的にも大変ですが、経済的にも大変な状況になっています。芦屋町でですね、認知症の診断を受け、精神障害者保健者福祉手帳を取得している方というのが、これは何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

手帳の申請に際しては、医者診断書または年金証書の写しを添付する必要があるがございますが、医者診断書で確認できている方は 2 名おられます。年金証書の写しで申請された場合は、認知症であるかまでは確認できず、実数は不明でございます。

平成 29 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

なお、認知症の治療に関しては、精神障害者保健福祉手帳を取得しなくとも、医者診断書があれば自立支援医療が利用できますので、これは 10 名以上の方が現在利用されておられます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それでは、この手帳の取得のメリットがどのようなものがあるのかについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害の等級や世帯等の課税状況によって違いがございますけども、税関係では、所得税や住民税の控除、自動車や軽自動車税の減免がございます。別に、NHK受信料の減免、公共施設やバス等の料金の割引、医療費の助成がある重度障害者医療費の対象になる場合がございます。

ただし、福祉サービス面においては、生活保護を受給されている方を除く 40 歳以上の場合は介護保険の対象となるため、デイサービスやヘルパー利用など、介護または障害等で提供する同様のサービスの提供を受ける場合は、介護保険が優先されるというふうになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それでは、地域包括センターとか町の福祉課の窓口とか、そういったところをですね、手帳取得によりサービスが受けられる可能性がある方に対して、説明は行っているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

周知というところも含めて説明させていただきます。町のホームページで申請方法を周知しているほか、窓口では個別で常に相談に応じております。また障害者は精神障害者福祉手帳の取得を含めまして、障害者のサービスに関する理解を促進するため、ケアマネを初め、ホームヘルパーなどの介護事業者ですね、介護事業者に対して 28 年度の芦屋町介護事業者連絡会で福祉課職員が講師となって研修を実施しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

ちょっと聞き逃したんですけど、町の広報とかそういった部分で、そういった認知症でもこういった精神障害者福祉手帳が受けられますよという、そういったことは行っているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

広報については、掲載は現在のところしておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

ぜひですね、広報や先ほども言いましたように、ホームページとか、そういったところでもですね、ぜひ周知していただきたいというふうに思います。これは申請式ですから、本人さん、家族がですね、するかどうかというところが一番大事なところですし、また、先ほど課長も言いましたように、かかりつけの医者にご相談すること。これからですね、この手帳の交付ができるかどうか、そこら近所が始まりますので、ぜひ周知ですね、徹底していただきたいと思います。

認知症の家族の方からもですね、いろいろ相談を受けます。やはり、本人も大変なんですけど、介護される家族の方が、今度はやっぱり自分自身がうつ病になったりとか、精神的にダメージを受けている問題もありますし、金銭的な問題についてもですね、相当負担があるという、そういったことになりますので、ぜひこういった制度があるのであれば、それを活用すればですね、少しでも負担の軽減になるのではないかなというふうに思いますのでですね、ぜひ、行政の役割でこういったことをですね、周知していただきたいと思います。

認知症は早期発見、早期治療が何よりも重要になります。家族や地域住民が認知症について正しく理解することが、高齢者が安心して住みやすいまちづくりの一步となります。高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりを、行政がイニシアチブをとっていくことを求めまして、質問を終わります。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。